

免除・猶予制度を受けている方へ
**国民年金保険料の
追納制度をご利用ください**

国民年金保険料の免除・猶予（若年者納付猶予、学生納付特例）制度の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金額を増やすため、承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされます。

保険料を追納する場合は、保険料追納申込書を提出してください。

■申請先

○新居浜年金事務所

TEL0897-135-11362

○市庁舎本館市民生活課

年金係

TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

**資金繰りでお困りの
中小企業を応援します**

経済的、社会的な環境の悪化が原因で、業況の一時的な悪化がみられる中小企業の資金繰りを支援するため、各種制度を実施しています。

【信用保証協会】

景気対応緊急保証を中心に事業者のニーズに応じた保証制度で、融資の保証を推進しています。また、中小企業金融円滑化法に基づいて金融機関と連携しながら、貸付条件の変更など、返済負担の軽減に取り組んでいます。

■問合せ

愛媛県信用保証協会

新居浜支所

TEL0897-33-8282

【日本政策金融公庫】

長期固定の低金利で融資が受けられるセーフティネット貸付（経営環境変化資金）のほか、政府の経済対策による設備資金の利率が有利な制度などで、業況の回復を支援しています。

■問合せ

日本政策金融公庫

新居浜支店 国民生活事業

TEL0897-33-9101

【西条市の資金融資制度】

地元の中小企業者の経営支援を目的に、市では「中小企業振興資金融資制度」を実施しています。

この制度は信用保証協会の保証付融資制度で、地元金融機関の協力の下、融資利率を日本政策金融公庫の基準金利マイナス0.9%という低利率に設定しています。

■対象

市内で1年以上事業を営んでいる個人または法人の中小企業者等で、市税を完納している方

■資金の使途

運転資金・設備資金

■融資額 500万円以内

■貸付期間 5年間

■取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、東予信用金庫、愛媛信用金庫、百十四銀行、香川銀行、広島銀行

※信用保証料補助などの優遇があります。

■問合せ

○市庁舎本館商工労政課
中小企業係

TEL0897-52-1220

○西条商工会議所本所

TEL0897-56-2200



**みんなで参加！ みんなで体験！
西条市総合防災訓練を実施します**

今世紀前半の発生が予想される南海地震などに備え、自治会や自主防災会を中心とした総合防災訓練（西消防署管内）を実施します。皆さんぜひ、参加・体験してください。

日時

9月12日(日)
8時28分～11時30分

場所

小松小学校
(対象地区：小松町全域)

訓練内容

- ・避難訓練
- ・初期消火訓練
- ・仮設トイレ設置訓練
- ・救出搬送訓練
- ・土のう作成訓練
- ・災害ボランティア参加訓練
- ・応急救護訓練
- ・避難所開設訓練
- ・炊き出し訓練 ほか

【体験・展示コーナー】

起震車、煙ハウス、特殊車両の紹介、防災グッズ展示
関係機関による啓発・展示など

注意事項

- 参加される方は避難を想定して、なるべく徒歩・自転車などでお越しください。
- 雨天の場合は中止します。

※東消防署管内の西条市総合防災訓練は、12月5日(日)に西条西中学校で実施する予定です。詳細は、12月号の広報紙でお知らせします。